

議 案 第 1 号

専決処分の報告及び承認について

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、平成30年4月1日を施行日として放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が同年3月30日に公布され、放課後児童支援員の資格の範囲が拡大されたことから、特に緊急を要すると認め、同基準の改正に準じ、本市における基準を整備するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

平成30年6月13日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

専 決 処 分 書

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月30日

松戸市長 本郷谷 健 次

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に準じ、本市における同基準を整備するため。

松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）」を加え、同項第4号中「学校教育法の規定による幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校において教諭となる資格」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状」に改め、同項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

第10条第5項中「補助者」を「補助員」に改める。

第2条 松戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。